

# サンケイ化学 農薬登録情報

## サンケイクムラス

水和硫黄剤

登録番号：農林水産省登録第21874号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：硫黄・・・・・・・・79.2%（FRACコード：M2 IRACコード：UN）

毒性：普通物（毒物及び劇物に該当しないものを指している通称）

販売エリア：全国

### 適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「サンケイクムラス」は令和3年11月10日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

#### 【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・作物名「ぶどう」の希釈倍数「300倍」に適用病害虫名「ブドウハモグリダニ」を追加する。

#### 【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大に該当する作物のみ記載）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	硫黄を含む農薬の総使用回数
ぶどう	ブドウハモグリダニ	300倍	200～700g /10a	休眠期	—	散布	—

#### 【使用上の注意事項の変更等について】

以下のように変更する。

##### 使用上の注意事項

- （1）散布液調製の際には展着剤を加用し、調製後は速やかに使用すること。
- （2）石灰硫黄合剤、ボルドー液との混用はさけること。
- （3）マシン油乳剤との混用及びマシン油乳剤散布後14日以内の近接散布はさけること。
- （4）気温が高くなるに従って薬害を生じやすくなるので、高温ほど散布液の濃度を所定の範囲内でうすくして使用すること。なお、夏期高温時（25℃以上）の散布はさけること。
- （5）うり類（きゅうり、まくわうり等）など硫黄剤に弱い作物への使用はさけること。
- （6）なしに使用する場合、春期以降で葉の退色、落葉、花弁焼けが生じるおそれがあるので、発芽前までに使用すること。
- （7）ぶどうに使用する場合、薬害が生じるおそれがあるので、休眠期以外での使用はさけること。
- （8）本剤は蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- （9）適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

なお、使用にあたっては商品に貼付されているラベルを参照してください。



## サンケイ化学株式会社

本社	〒891-0122	鹿児島市南栄二丁目9	TEL:(099)268-7588
東京本社	〒110-0005	東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル3F	TEL:(03)3845-7951
大阪営業所	〒532-0011	大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2Dビル3F	TEL:(06)6305-5871
東京営業部	〒366-0032	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1	TEL:(048)551-2122
九州北部営業所	〒841-0025	佐賀県鳥栖市曾根崎町1154-3	TEL:(0942)81-3808
宮崎事務所	〒880-0056	宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル	TEL:(0985)25-7051